

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：郡上市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.68%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.94%
全職員	68.24%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.99%
本庁課長相当職	98.75%
本庁課長補佐相当職	93.78%
本庁係長相当職	92.42%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.14%
31～35年	96.54%
26～30年	95.96%
21～25年	97.34%
16～20年	92.97%
11～15年	103.98%
6～10年	108.92%
1～5年	100.60%

【説明欄】

- ・医療職給料表（一）の適用を受ける職員については、給与水準が高く男女比・勤続年数差もあり、集計に含めると影響が大きいことから対象外としている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、勤務条件が多岐にわたり、全て含めると集計に影響があることから、週20時間未満勤務の者を対象外としている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は「任期の定めのない常勤職員」より給与水準が低く、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」が女性に偏っていることから、「全職員」において給与差が生じている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は83.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は70.6%である。また、寒冷地手当についても同様に、世帯主や扶養親族のいる者は男性となる場合が多く、世帯主である職員の男性の割合は78.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。